

自立支援給付費等の過誤調整手順について

過誤調整については、次により事務処理をお願いします。

- 1 運営指導の結果通知による過誤調整事項について、自主点検の上、次の書類を提出してください。
 - (1) 「過誤調整申出書」
 - (2) 介護給付費・訓練等給付費等過誤調整内訳表（市町村別）
 - (3) 介護給付費・訓練等給付費等過誤調整内訳表
- 2 山梨県国民健康保険団体連合会への過誤処理及び再請求
1の書類を受理後、本市から申出内容を各市町村宛てに通知しますが、過誤調整については、貴事業所より各市町村に問い合わせの上、手続きを進めてください。
- 3 給付費・利用者負担額の返還
2の手続により返還金額が確定後、手続きをしてください。なお、返還にあたっては必ず利用者から領収証を徴してください。
- 4 「過誤調整報告書」の提出
過誤調整処理終了後、速やかに「過誤調整報告書」及び過誤調整が完了したことを証明する書類を添えて報告してください。
なお、当該報告をもって過誤調整が完了となるため、報告漏れの無いよう注意してください。

〒400-8585

甲府市丸の内1-18-1

甲府市 福祉部 福祉総室

指導監査課

TEL : (055) 223-7056